

別表 1.

(介護予防短期入所生活介護の利用料とその他の費用の額)

第7条 介護予防短期入所生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。

滞在費、食費については、下記のとおりとする。

- 1 法定代理受領サービスである介護予防短期入所生活介護に係る利用者負担分は要介護認定に基づいて要支援1から要支援2までの範囲内で認定を受けた要支援状態によって居宅サービス提供の上限を次のとおりとする。

※ 介護職員等処遇改善加算を加える。

(例:1割負担分)

単位/円

段階	要支援	介護報酬	介護費	介護職員等 処遇改善 加算	食費	滞在費	合計
4 段階	1	4,510	451	61	1,445	915	2,872
	2	5,610	561	76	1,445	915	2,997
3 段階 ②	1	4,510	451	61	1,300	430	2,242
	2	5,610	561	76	1,300	430	2,367
3 段階 ①	1	4,510	451	61	1,000	430	1,942
	2	5,610	561	76	1,000	430	2,067
2 段階	1	4,510	451	61	600	430	1,542
	2	5,610	561	76	600	430	1,667
1 段階	1	4,510	451	61	300	0	812
	2	5,610	561	76	300	0	937